

## 【画期的な解決をかちとれた要因は何か】

総括集：「泣き寝入りせず 医療ミス裁判に一石を投じる」より、抜粋紹介します。

- ① 原告は、「健康な身体だったのに一生を台無しにされてしまい」そして「被告病院の対応も余りにも悪かった」ので、やむをえず提訴しました。「他の人に同じような思いをさせたくない」という思いもあり、謝罪と同時に再発防止を強く望みました。
- ② 地域住民のみなさんに支えられた運動を展開することができました「済生会川口総合病院について」の住民アンケートでは、川口地区労働組合協議会の協力も得て実施し、千数百人の回答を得て、アンケート結果をもとにした「安心できる病院へ」の提言を行いました。同病院はこれを表面上は拒否しましたが「言われるまでもなくやっている」との回答を引き出すなど、一定の成果をあげました。また、裁判所にあてた個人署名も9260筆に達し、世論の広がりを示しました。
- ③ 本件裁判においては、発症原点におけるカルテ等を証拠保全で差し押さえて、それに基づいての責任論の展開など、法廷闘争が決定的な役割を果たしました。この点では、堤浩一郎弁護士に大きな役割を果たしていただきました。また、原告の主治医や整形外科専門医の協力をいただいたことが大きな力となりました
- ④ 神奈川争議団共闘会議に結集し、争議団運動のなかで培ってきた教訓や支援の広がりをもとにして、地域ビラ配布宣伝や駅頭宣伝等を行い、市民の励ましの声など社会的な関心を高めて、運動によって済生会側に解決を迫る取り組みができました。
- ⑤ ホームページを開設し、全国のRSD患者からの励ましを受けたり、また相談にも応じる中でネットワークを作り、連帯して取り組みを進めることができました。
- ⑥ 原告の後遺障害等級については、損害保険料率算出機構から一旦「第9級」の認定を受けましたが、異議申し立てをして「第7級」の見直し認定を確保し、本人の実態には及ばないものの、一定の大きな前進をしました。
- ⑦ 厚生労働省、済生会埼玉県支部の会長職を務める埼玉県知事及び同副会長職の川口市市長等の行政当局にも、要請行動を繰り返した結果「患者さんのことを考えて、係争中であっても、早期話し合い解決が望ましい」との見解を引き出し、これが全面解決をかちとる上で大きな役割を果たしました。